

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

田村・三春・小野都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔田村・三春・小野都市計画区域マスタープラン〕
(素案) 平成25年11月時点

福 島 県

目 次

5	1. 基本的項目	1
6	1) 対象区域.....	1
7	2) 目標年次.....	1
8	2. 都市計画の目標	2
9	1) 都市の現状と課題.....	2
10	2) 都市づくりの理念.....	5
11	3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	11
12	4) 保全すべき環境や風土の特性.....	12
13	3. 区域区分決定の有無	13
14	1) 区域区分の有無とその理由.....	13
15	4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	14
16	1) 主要用途の配置方針.....	14
17	2) 土地利用の方針.....	15
18	5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	17
19	1) 交通施設.....	17
20	2) 下水道及び河川.....	18
21	3) その他の都市施設.....	20
22	6. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	21
23	1) 基本方針.....	21
24	2) 主要な公園緑地の配置方針.....	22
25	3) 実現のための具体の都市計画制度方針.....	24
26	4) 主要な公園緑地の確保目標.....	24

27

28

1 **1. 基本的項目**

3 **1) 対象区域**

4 本都市計画区域は、田村市、三春町及び小野町の各行政区域の一部により構成される
5 21,865haである。

区分	市町村	範囲	規模
(仮称)田村・三春・小野 都市計画区域	田村市	行政区域の一部	10,178ha
	三春町	行政区域の一部	4,664ha
	小野町	行政区域の一部	7,023ha
	1市2町		21,865ha

8 **2) 目標年次**

9 都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針
10 として策定することから、平成22年度を基準とし概ね20年後の平成42年を目標年次
11 とする。

12 ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれる
13 べき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

14 なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直し
15 の検討を行うものとする。

- 17 ・ 都市的土地利用の規模
- 18 ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- 19 ・ 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、阿武隈高地の西部に位置し、西に県中広域都市圏の中心都市である郡山市と接している。

地形的には阿武隈川水系及び夏井川水系の上流域に位置し、阿武隈高地の一角を占める大滝根山、桧山、鎌倉岳、殿上山、移ヶ岳などの山岳を始め、夏井川や大滝根川など豊かな自然環境を有して、歴史的には、三春藩の城下町としての歴史をもつ三春町、浜通り地方と中通り地方を結ぶ岩城街道の宿場町として栄えた小野町、田村市滝根地区、田村市大越地区などがある。

交通体系としては、JR磐越東線や一般国道288号、349号によって、田村市船引地区、三春町中心部、小野町中心部等の各地域拠点・生活拠点が結びついている。広域的には、磐越自動車道により、郡山市及びいわき広域都市圏との連携が強化されたことに加え、あぶくま高原道路の開通により、福島空港へのアクセスが向上している。さらに、一般国道288号、349号を通じて、相双広域都市圏や県北広域都市圏と結びついている。

通勤・通学や買い物などの実態としては、郡山市との強い結びつきがあり、郡山市が形成する都市圏の一部としての性格を持つ。

産業としては、磐越自動車道整備にあわせ、船引三春インターチェンジ周辺に田村西部工業団地を造成し、田村地方の工業拠点の形成を推進するなど、製造業などにおける雇用の場の確保に向けた動きが進んでいる。

本都市計画区域のこうした実態を踏まえ、高速道路や工業団地などの広域的、根幹的な社会資本を活用し、田村市船引地区や三春町、小野町では、公共公益施設の集積、街路、河川などの都市機能の整備及び中心市街地の活性化を進め、地域拠点・生活拠点としての機能を向上させることが期待される。

また、国の天然記念物である滝桜や夏井千本桜、三春ダム（さくら湖）、あぶくま洞、入水鍾乳洞などの観光資源に恵まれた区域であり、既存の観光・レクリエーション拠点の充実を図ることが必要である。

阿武隈高地の山林などの自然環境、水環境の保全を基本とした利活用に努め、本都市計画区域の広域的な立地条件により、郡山市などの都市近郊に近接した利便性を生かした自然共生型の地域形成が期待される。

② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域は、阿武隈高地の西部に位置し、小丘が連なる丘陵状の地形に森林、河川、農地、宅地が混在し、自然と調和した生活が根付いている。

本都市計画区域の人口を見ると、県全体の傾向と同様に減少傾向にあり、世帯数についても今後も減少が予測されるが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）などの影響により本都市計画区域内への富岡町、葛尾村など他市町村からや区域内での人口流動が大きくなっており、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。高齢化率を見ると、県平均を

1 上回りながら上昇しており、高齢社会に対応し、日常生活を支えるコミュニティが充実
2 した、安全・安心を実現する市街地づくりが求められる。

3 本都市計画の土地利用上の特徴として、田村市船引地区、三春町中心部、小野町中心
4 部の各拠点、周囲を山地・丘陵に囲まれたまとまった市街地として形成されているこ
5 ことが挙げられる。これらの拠点となる市街地では、それぞれに特性を有して公共施設や
6 商業、業務などの都市機能が集積している。一方で国道沿道などの郊外部や郡山市内
7 の商業施設立地などにより、中心市街地の空洞化が進行するなど、拡散的な市街地形成
8 も進んできた。また、三春町岩江地区など、郡山市への通勤者への住宅供給を背景とし
9 た市街化も進んできている。

10 こうした状況を踏まえ、市街地を取り巻く緑や農地の保全を図り、市街地でのコミュ
11 ニティの充実と利便性の確保のためのまとまりある市街地の維持が求められる。

12 田村市の旧町村の中心であった地区においては、日常生活を支援する機能の集積が見
13 られ、こうした機能を維持し、引き続き生活を支える拠点としての土地利用が求められ
14 る。

15 阿武隈高原中部県立自然公園を始めとする、本都市計画区域の森林や河川など豊かな
16 自然環境は貴重な資源として位置づけ、その保全に努める必要がある。そして、恵まれ
17 た自然環境を生かしつつ、都市的土地利用、農業的土地利用などの適正かつ効率的な土
18 地利用の誘導を行い、バランスのとれた土地利用の実現を図る必要がある。

19 また、城下町の雰囲気の色濃く残した三春町中心部での都市景観の保全に資する土地
20 利用など、地域の特性に応じた土地利用規制の展開が求められる。

22 ③ 都市施設に関する現状と課題

23 広域的な交流を支える高速交通体系としては、磐越自動車道、あぶくま高原道路が位
24 置づけられ、区域内に船引三春及び小野の2つのインターチェンジを有する。

25 幹線道路網は、東西方向に一般国道288号、南北方向に一般国道349号が通って
26 おり、郡山市や田村地方の各都市、そして県北広域都市圏や福島空港への連携・交流の
27 機能を担っている。特に、広域的な連携を強化するための一般国道288号や、インタ
28 ーチェンジへのアクセスを図る路線の機能強化が求められる。

29 また、東日本大震災では県内各所で道路通行止めが発生し、避難や物資の輸送に支障
30 を来したことから、災害発生時における住民の避難や救助、物資輸送活動を支える災害
31 に強い道路整備が求められている。

32 公共交通網は、JR磐越東線が地域を貫き、一般国道288号や鉄道駅を起点とした
33 バス路線網があるが、利用者の減少などにより一部バス路線の廃止が進んでいる。こ
34 うした実態を踏まえ、パークアンドライドや、田村市船引地区の『らくらくタクシー』な
35 どのデマンドタクシー、三春町の町営バスといった、地域の実情に応じた公共交通の導
36 入を検討しつつ、公共交通機能の維持強化や、交通結節点・交通拠点としての駅機能の
37 強化が求められる。

38 また、本都市計画区域は、各拠点が分散する都市構造を有しており、拠点間や郡山等
39 の都市、点在する集落との連携を図っていく必要がある。

40 三春ダムや、こまちダムは、下流域に対する水の安定供給及び安全性の向上等の機能
41 を担っており、今後も機能の維持を図る必要がある。また、桜川、右支夏井川等では大
42 雨時に水害が発生していることから、市街地の安全性を確保するため、親水空間の形成

1 に配慮しつつ河川の改修を推進する必要がある。

2 用途地域内を中心に下水道の整備が進められているが、整備率は県平均と比較して低
3 い水準にあり、今後も良好な居住環境の形成及び水環境の保全を図るため、下水道の整
4 備を推進する必要がある。

5 東日本大震災では県内各所で下水道マンホールの隆起や管渠のたわみといった被害
6 が発生し汚水の流下機能が停止したことから、災害に強い下水道整備が求められている。

7 公園については、東日本大震災において県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防
8 災活動の拠点となり、災害時における公園が本来持つ役割を果たしたことから、防災機
9 能を持つ公園の適切な配置と維持・管理が必要である。

10 都市施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮すると
11 ともに、高齢者を始めとする住民の暮らしを支え、暮らしの利便性の向上を図るため、
12 ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

13 14 ④ 市街地開発事業に関する現状と課題

15 三春駅南部土地区画整理事業、新町東部土地区画整理事業、船引東部土地区画整理事
16 業のほか住宅団地開発などの実施により、良好な居住環境の提供が図られてきた。

17 また、工業用地としては、高速交通の利便性を生かし、船引三春インターチェンジ周
18 辺に田村西部工業団地が整備されている。

19 20 ⑤ 自然環境の整備及び保全に関する現状と課題

21 本都市計画区域は、阿武隈高原中部県立自然公園を始めとした豊かな自然に恵まれ、
22 阿武隈川水系及び夏井川水系の水源地となっている。今後も、流域全体を視野に入れて、
23 阿武隈高地の自然環境の保全及び水質の保全を図ることが必要である。また、郡山市に
24 近接しているという立地条件や、三春ダム・あぶくま洞等の地域資源を生かした自然共
25 生型の地域形成が考えられる。

26 農地については、農業経営の安定と食料の安定的供給、水資源のかん養機能など、そ
27 の多様な機能に加え、良好な田園風景を維持するため、優良農地の保全に努める必要が
28 ある。

29 また、三春町中心部などでは城下町としての歴史的な景観を残しており、風致地区に
30 指定され、保全が図られている。

31 本都市計画区域は、あぶくまの森と水に囲まれており、各都市の歴史や地域資源を生
32 かした個性ある都市づくりが望まれる。このため、必要に応じて建物などの高さに配慮
33 し、片曾根山など地域のランドマークへの眺望を確保する等、良好な街なみ景観や、地
34 域の原風景である豊かな自然景観の形成・保全の検討を行う必要がある。

2) 都市づくりの理念

2)-I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者ととともに、持続的な取組みを進めることをめざす。本都市計画区域においても都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」に掲げる本県の都市政策における基本的な考え方を整理した上で、本都市計画の基本理念及び都市づくりの様々な分野における方向性を示す。

□ 基本理念

(背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

(基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。
- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。
- 本県は、核となる4都市(福島・会津若松・郡山・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。
- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきか

- 1 けがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- 2 ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における
- 3 情報、産業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触
- 4 れ合えるような関係を構築していくことが重要である。
- 5 ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を
- 6 活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や
- 7 田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りなが
- 8 ら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会をめざしていく。

9

10

11 (基本理念)

- 12 ○以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基
- 13 本理念とし、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体
- 14 化及び継承に取り組む。

15

16

17

18 □ 基本方針

19

20 本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

21 ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

22 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成

23 している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力

24 を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推

25 進する。

26

27 ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

28 人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性

29 のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集

30 約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づく

31 りを推進する。

32

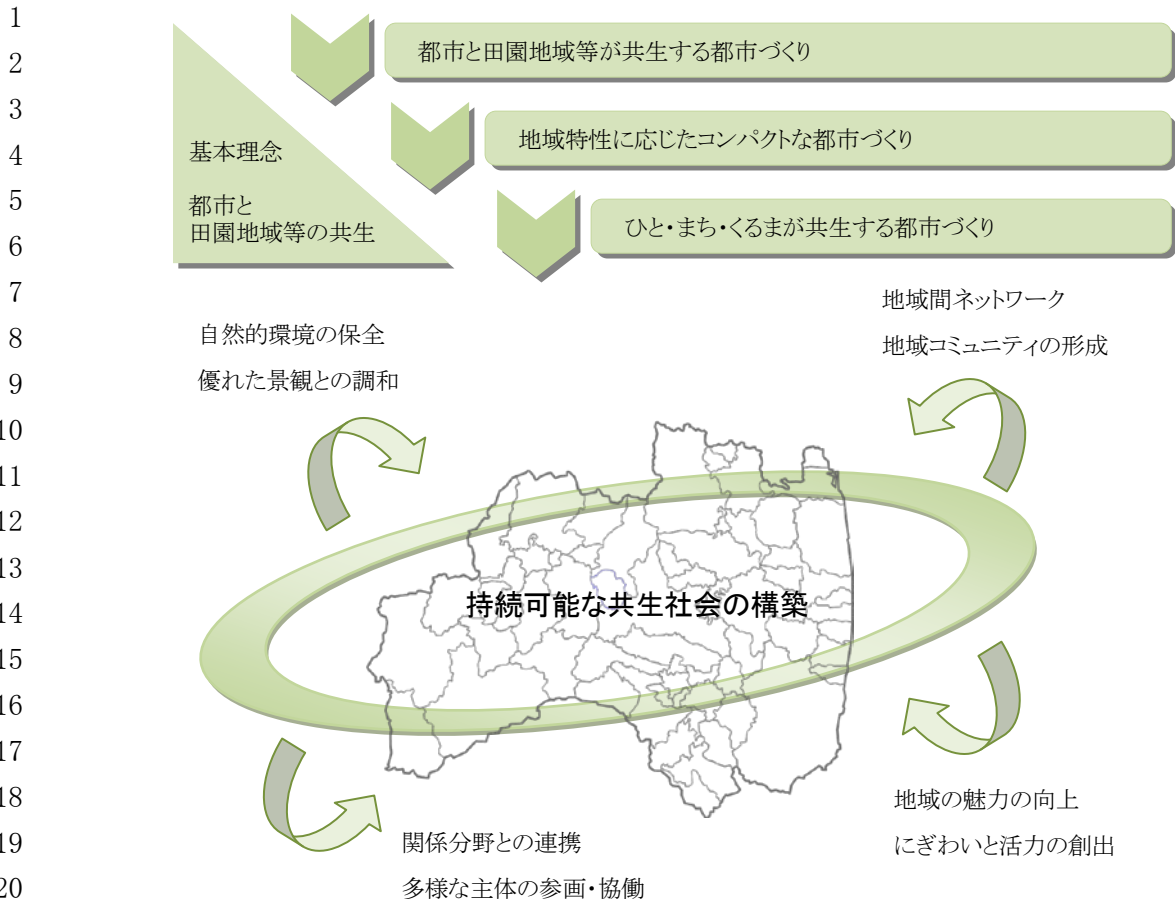
33 ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

34 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した

35 生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場

36 となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する

37 都市づくりを推進する。



□震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたら
し、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚
染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの 1 日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を
策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、
農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市
づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等ととも
に全力で取組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、
雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニテ
ィの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギ
ーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考
慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくり
などを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取
り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興ま
ちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

(仮称)田村・三春・小野都市計画区域の都市づくりの基本理念

「あぶくまの森と水に抱かれた 交流と定住を支える ふるさとづくり」

- 阿武隈高原中部県立自然公園に代表される豊かな自然環境を地域及び流域全体の共有財産と認識し、大切にす都市づくりに取り組む。
- それぞれの拠点においては、まとまりのある市街地を維持し、さまざまな機能が集積することで高齢者を始め誰もが住みやすく利用しやすい都市づくりに取り組む。
- 磐越自動車道やあぶくま高原道路など高速交通体系を生かし、三春ダム周辺や滝桜、あぶくま洞等の既存観光拠点の維持・充実と、豊かな自然や田園を活用した体験や癒される場を創出し、グリーンツーリズムの拡大等、観光交流の活性化に取り組む。
- 三春城跡（舞鶴城址）のある城山公園に位置される三春町の歴史資産、小野町の夏井千本桜等、各地域の資源を生かした都市づくりに取り組む。
- 豊かな自然環境や農地のめぐみを継承し、自然や農地と調和した住み心地の良さを実感できる都市づくりに取り組む。
- それぞれの個性ある地域により都市計画区域が形成されている特性を生かし、区域内の拠点や地域の連携強化に取り組む。

1 ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

2 本都市計画区域においても、人口減少・少子高齢化が進行しており、人口や都市機能
3 などが拠点となる市街地に一定程度集積する集約型都市構造への転換が求められる。そ
4 のため、無秩序な市街地の拡大や、都市機能の拡散につながるような開発を抑制してい
5 く。

6 大滝根山や片曾根山に代表される豊かな自然及びそれらの山々を源とした、大滝根川
7 や右支夏井川などの自然環境は後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全すること
8 を基本とする。

9 本都市計画区域においては、磐越自動車道やあぶくま高原道路の整備や田村西部工業
10 団地の造成に伴い、大規模な地形の改変が行われてきた。今後は、既存工業団地への自
11 動車関連産業の集積の動きなどはあるものの、阿武隈高地の豊かな自然環境の保全や農
12 地の保全の観点から、原則として大規模な地形の改変は行わないことを基本とする。

13 農地については、食料生産機能のほか、災害防止機能、自然環境保全機能など多面的
14 な機能を有しており、優良農地を始めとして、機能を適正に保全していく。

15 本都市計画区域は、阿武隈高地の西部に位置し、起伏の多い地形で、その中の河川沿
16 いの平坦地に市街地や集落が形成されており、山林等により分節化された現在の分散型
17 都市構造を、将来的にも維持する。

18 また、起伏に富んだ地形を生かした田や畑は、地域固有の田園景観を呈しており、農
19 業振興策と合わせて、その維持、保全に努める。

20 さらに、身近で豊かな自然環境の中で、ゆとりある生活を創造していくために、短期
21 的な経済性や効率性から自然の価値を判断するのではなく、循環という長期的な視点に
22 たち、多様な生態系が育まれている里山や小河川、三春町中心部に代表される市街地内
23 の緑などの環境の維持及び再生に努めるものとする。

24
25 ② 安全で安心できるまちづくりの推進

26 住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、河
27 川の整備、河川上流部における治水・治山事業、急傾斜地の防災対策を推進し、災害に
28 強いまちづくりを進める。また、急傾斜地崩壊の危険性のある地域については、情報の
29 周知を徹底し、危険箇所での宅地化を行わないことを基本とする。

30 都市基盤が整備されていない地区については、物資輸送・避難路となる基幹的な道路
31 整備及び避難所となるオープンスペースや公園などの整備を推進し、被害の拡大防止と
32 迅速な復旧体制の確立を推進する。下水道については、計画に沿って着実に進め、市街
33 地での生活環境の向上を図る。

34 安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であるこ
35 とから、ハザードマップの整備や ICT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワー
36 クの整備等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の
37 連携の強化を図るものとする。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

本都市計画区域内の各市街地や隣接市町村とは山々や農地により隔てられ連坦して
いないが、通勤・通学や買い物等で相互の連携が見られ、今後も一般国道288号、3
49号及びJR磐越東線等により連携・交流を図る。こうした緑に囲まれた都市構造を
持つことから、「都市と田園地域等の共生」という基本理念を踏まえ、都市部、田園部
がそれぞれに文化やコミュニティを尊重しながら、相互の交流を通じてともに豊かにな
れるような視点が求められる。

磐越自動車道、あぶくま高原道路により、中通りと浜通りの連携、さらに日本海側の
都市や東北自動車道沿線の都市などとの連携が可能となっている。こうした地域の特性
を生かし、郡山市やいわき市を始めとしたより広域な交流を促進するほか、都市計画区
域内の交流と連携を強化するために、JR磐越東線や路線バス等の公共交通機関の利便
性の向上に努める。

④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

本都市計画区域では人口減少や高齢化が進んでおり、今後はその傾向がより顕著にな
ることが見込まれる。それに伴い、市街地での生活や伝統、田園地域での農地や山林を
守ってきたコミュニティが弱体化することが懸念される。市街地・田園地域それぞれに
おいて、住み続けられる地域であるための、コミュニティの維持・再生が課題である。

本都市計画区域は、田村市船引地区や三春町、小野町の中心部など、歴史と個性のある
市街地部と、それを取り巻く阿武隈高地の田園地域によって構成されているが、それ
ぞれの市街地では個性と利便性を生かし、宅地需要を市街地内で受け入れることで、人
口の定着とコミュニティの持続性確保をめざすとともに、NPOなど地域の新しい公共
の取組みによるコミュニティ活性化を支えていく。田園地域においては、中山間地域が
多くを占める地域特性を踏まえ、都市部との交流や、移動手段の確保などを通じてコミ
ュニティの活性化を図る。

そのため、都市政策としては、市街地内の低未利用地の活用を進めるほか、都市と農
村の交流に資する基盤の整備や、街なかでの遊休施設等の利活用に努めるものとする。

⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

本都市計画区域の中心的都市である田村市船引地区を始め三春町や小野町の中心市
街地は、城下町などの固有の歴史と文化を持ち、商業や医療などの拠点として地域の生
活を支えてきた。現在、これらの地区においても、空き家や空き店舗の増加が見られる
が、今後とも、地域の生活を支える都市機能の維持が求められ、街なみや歩行空間の整
備を図るとともに、既存の施設や空き店舗の利活用などを通じて中心市街地の活性化を
進め、個性と魅力ある地域づくりにより、震災により低迷している交流人口の回復・拡
大を図る。また、良好な居住環境の形成を進め、住まう、集う場としての魅力を高めて
いくよう努める。

福島空港やあぶくま高原道路など高速交通体系の利便性と阿武隈高地の豊かな自然
を活用し、再生可能エネルギーや観光資源などを総合的にとらえた新たな産業の創出に
ついて検討を進める。

地域の基幹産業である農業の振興を図るため、優良な農地の保全を図るとともに、地

1 域の資源を生かしながら、農商工連携や6次産業化による新たな産業の創出に努める。

2
3 **⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進**

4 本都市計画区域は、阿武隈高地に囲まれ、大滝根川や夏井川が貫流する美しい自然を
5 有した地域である。これらの特質を生かし、低炭素型社会の実現を進めるため、市街地
6 を取り囲む山林や丘陵、優良な農地などは保全に努め、無秩序な市街化を行わないとと
7 もに、市街地においても緑化を進める。

8 なお、農地へ復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地
9 利用の促進を図る。

10 また、環境技術や豊かな自然を取り入れた環境住宅の建設促進、工場等での環境配慮
11 などを進める。

12 さらに、地域の実情に応じた新たな公共交通システムの導入を進めるなど、過度に自
13 家用車に依存した交通体系から、鉄道やバス等の公共交通への利用の転換を図る。

14
15 **⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備**

16 都市施設は、都市住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確
17 保するものであり、既存の施設をできるだけ活用しながら、地域特性に応じたコンパクト
18 な市街地の形成に向けて、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して整備を
19 進める。

20 道路などの交通施設については、磐越自動車道やあぶくま高原道路へのアクセス道路
21 や、広域的な連携軸である幹線道路、拠点間の連携に資する道路を始めとして計画的な
22 整備を行う。

23 市街地内に潤いをもたらす、災害時の一次避難場所や防災拠点としても機能する公園
24 の整備を進めるとともに、他都市に比べて立ち後れている下水道についても、生活環境
25 向上の観点から、長期的視点で計画的な整備を進めるものとする。

26 また、施設整備にあたっては、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割
27 を十分に考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進める。

28 都市生活を支える、ごみ焼却場や火葬場、墓園については、その機能の維持を図ると
29 ともに、更新時期を見据えながら適切な更新を図っていくものとする。

30 こうした都市施設の整備にあたり、自然環境及び身近な生活環境などに与える影響に
31 十分に配慮するものとし、特に、農業との調和に配慮する。さらに、歴史的街なみの保
32 全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、
33 ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都
34 市施設の整備に努める。

35
36 **参考 附図1 都市構造図**

37
38
39
40 **3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ**

41 本都市計画区域は、県中広域都市圏の東部に位置し、大滝根川や右支夏井川により形成
42 された谷筋にそれぞれの市街地や集落が形成されている。区域全体として県中都市計画区域

1 とのつながりが強く、一部地域では、いわき方面とのつながりも見られる。

2 また、磐越自動車道へのアクセスの良さを生かし、田村西部工業団地の産業集積を高め
3 るとともに、製造業や加工業だけでなく、いわき及び郡山の工業集積、都市機能集積を補完
4 し、支援する新たな機能、業種の積極的な誘導が求められている。

5 広域的な自然環境の観点からは、阿武隈の山々や三春ダム（さくら湖）、こまちダムなど
6 の良好な水資源を確保するための水源地として位置づける。また、市街地を取り囲む農地や
7 山林の自然環境の保全と活用を進め、各地区の歴史や自然を生かし、連携させながらグリー
8 ンツーリズムなど新たな都市との交流スタイルを構築し、次世代へと継承することが望まれ
9 ている。

10 このことから、区域内での都市基盤、施設整備のみではなく、周辺都市との連携強化を
11 図りながら、良好な定住環境の形成をめざした都市づくりを進める。

12
13 **参考 附図2 広域都市圏構造図**
14

15
16
17 **4) 保全すべき環境や風土の特性**

18 本都市計画区域は、阿武隈高原中部県立自然公園を始めとした豊かな自然環境に恵まれ
19 ている。こうした豊かな自然環境の源となる阿武隈高地の森林地域は、森林のもつ生産機能、
20 水源かん養機能、自然災害発生防止機能などが十分に発揮できるように保全・育成を図る。

21 また、起伏に富んだ地形を生かした田や畑は、地域固有の田園景観を呈しており、農業
22 振興策と合わせて、その維持、保全に努める。

23 河川や農地、宅地を取り囲む山々は、里山として周辺と一体となった生態系が形成され
24 ており、身近な循環の輪を今後とも守りつづけることとする。

25 本都市計画区域内には、これら里山や田園の景観のみならず、三春滝桜やあぶくま洞な
26 どの傑出した自然資源が存在しており、こうした資源を含めた地域の自然環境の保全につい
27 て、都市計画の観点からも配慮することを基本とする。

28 また、三春城址及び城下町に端を発する街なみに代表される、地域の風土やアイデンテ
29 ィティを形成する歴史的資源については、引き続き保全を図るとともに、街なみ景観、自然
30 景観の維持・形成に努める。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

② 判断理由

本都市計画区域は、阿武隈高地の西部に位置し、起伏の多い地形で、その中の河川沿いの平坦地に市街地や集落が形成されており、都市計画区域内の各市街地や隣接市町村とは山々や農地により隔てられている。幹線道路沿い等でわずかに市街地の拡大傾向が見られ、また、郡山市に接する区域において、郡山市の市街地と連坦して市街地が拡大している状況も見られるが、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の規定により、市街地の無秩序な拡大が規制されており、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

また、本都市計画区域を構成する田村市、三春町及び小野町の人口は総じて減少しており、東日本大震災や原子力災害の影響による人口流動はあるものの、将来的に急激かつ無秩序な宅地化の進行は見込まれないと判断される。

工場などの立地についても、田村西部工業団地の分譲が今後も期待されることから、工場などの無秩序な立地に対し適正な規制・誘導のため都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制を行う必要性は低い。

広域的な位置づけをみても、県中生活圏全域の中心都市である郡山市に高次の都市的機能を求め、船引・小野・三春等に2次的な拠点を配置し、連携と交流を深めることで自然豊かな居住地として、またゆとりと潤いを求めて来訪する新たな都市との交流スタイルを築く地域であり、区域内を二分し市街化の促進と抑制を進める必要性は低い。

以上の理由により、(仮称) 田村・三春・小野都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

本都市計画区域においては、商業・業務地、工業地、住宅地のそれぞれについて、以下のような方針に基づき、区域内の土地利用を図っていく。

1) 主要用途の配置方針

① 商業業務地

商業業務地は、田村市船引町の船引駅周辺地区、三春町及び小野町の中心市街地に配置する。

各商業業務地は、田村地方の地域拠点としての機能の拡充と快適な商業空間の形成を図るとともに、交流の場として娯楽機能、文化機能、公共サービスなどの多様な機能を集積し、魅力とにぎわいを形成する。その際、片曾根山の眺め、城下町の風情、右支夏井川の水辺空間等、地域特性を生かした魅力ある街なみの形成に努める。

また、田村市船引町の一般国道288号沿道、一般国道349号沿道、(都)船引駅前北町通線沿道を沿道商業業務地として配置し、中心商業地を補完し、地域住民の生活を支える商業地として、商業機能の充実と公共施設の集積を図る。

田村市常葉地区や滝根地区、大越地区の地区中心部に生活拠点を配置し、住民の日常購買需要等に対応した商店街機能の充実を進めるとともに、公共公益施設などによる都市的サービスのより一層の充実を図り、日常生活を支える拠点として形成する。

② 工業・流通地

田村西部工業団地は、磐越自動車道船引三春インターチェンジへの近接性を生かし、田村地方の工業拠点として、さらには環境回復及び環境創造のための国際的な調査研究等拠点に位置づけ、周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮しつつ、工業や研究施設等の集積を誘導する。

既成市街地内に存在する周辺環境に対する影響が小さい工場が立地する地区は、職住近接の市街地として形成する。周辺環境に対する影響が大きい工業施設は、社会経済の動向などを見極めつつ工業団地への集約、移転を誘導し、移転跡地は商業・業務・住居系の土地利用への転換を図ることを基本とする。

③ 住宅地

既存市街地内の住宅地は、居住環境の向上、防災性の向上に努め、ゆとりと潤いのある良好な居住環境を形成する。また、高齢者対応の居住環境整備を促進し、住み続けることができる環境の形成を図る。また、三春町中心市街地の城下町の佇まいや小野町の中心市街地の水辺空間等、地域特性を生かした居住環境の形成を図る。

土地区画整理事業区域等の都市基盤が整った住宅地については、地区計画や各種協定等の活用により、良好な居住環境の保全に努める。

田村市常葉地区、滝根地区、大越地区の地区中心部は、区画道路や生活排水施設、公園等の充実を図り、居住環境の維持・改善を図る。

1 ④ 観光・レクリエーション拠点

2 田村市滝根地区のあぶくま洞や入水鍾乳洞、三春町の滝桜、三春ダム（さくら湖）、
3 小野町の夏井千本桜を中心とした地区は、自然との調和を図りつつ、その場所の優れた
4 自然資源を活用し、観光・レクリエーション拠点としての形成を図る。

5
6 ⑤ 無秩序な土地利用の防止に努める区域

7 整備が予定されている一般国道288号バイパス沿道と用途地域縁辺部に挟まれる
8 田村市砂子田地区及び上大平地区の約60haは、現在町営砂子田団地や町営大平団地
9 などの住宅用地と農地が調和した地区となっている。しかし、同地区は、用途地域が指
10 定されておらず、また、農用地区域にも指定されていないことから、一般国道288号
11 バイパスの開通に伴い、都市的土地利用が無秩序に拡大する恐れがある。そのため、用
12 途地域などの指定により、周辺の営農環境や住宅地と調和した土地利用の誘導を図り、
13 まとまりのある市街地の維持について検討する。

14
15
16 2) 土地利用の方針

17 ① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

18 土地利用の推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備、面的整備等の状況を踏
19 まえて必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

20 特に用途転換については、用途地域や地区計画制度等を活用し、地区特性に応じた用
21 途転換や土地利用の純化、あるいは複合化を推進する。

22 なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合
23 を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とす
24 る。

25
26 ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

27 市街地においては、都市計画道路の整備に伴う居住環境整備、建物の防火性能の向上
28 促進、裏道、参道、散策路を活用した歩行者ネットワーク形成、公園など身近なオープ
29 ンスペースの確保と緑地などの維持、下水道整備などによる居住環境の改善を推進し、
30 安全で快適な居住環境の形成を推進する。

31 特に、人口減少の進行による空家、空地の発生が懸念される中、中心市街地及びその
32 周辺においては新たなゆとりある居住環境の再構築を促進する。また、高齢社会に対応
33 し誰もが安全に・快適に利用できるよう、既存都市施設の再整備を進める。

34 また、土地区画整理事業区域などの計画的に整備された区域については、今後ともゆ
35 とりと潤いのある居住環境を保全するため、地区計画や各種協定などの導入の検討を行
36 う。

37 他市町村からの避難者のための復興公営住宅の整備にあたっては、将来の都市づくりと
38 の整合を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。

39
40 ③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

41 本都市計画区域は阿武隈高地の山々を背景として、緑に囲まれた都市を形成しており、
42 今後も山林の保全に努め、緑に抱かれた都市を形成する。

1 区域内を流れる河川についても、市街地に潤いをもたらす水辺空間として、親水性の
2 高い河川整備を行う。また、起伏のある地形を生かして形成された田や畑は良好な田園
3 景観を形成していることから、今後も農地の保全を図り、田園景観の維持を図る。

4 田村市の片曾根山地区及び、三春町の城山跡や荒町など8地区の風致地区は、今後と
5 も維持・保全を図るものとする。

7 ④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

8 用途地域外の丘陵状の地形一帯に広がる農地は、森林、農地、宅地が一体となって循
9 環型地域を形成するという都市づくりの理念を踏まえ、他法の規制により保全していく
10 ことを基本に、農業生産性の高い集团的農地は優良な農地として保全するものとする。

11 三春町の郡山市市街地に近接し開発圧力の強い地区においては、国土利用計画と整合
12 を図りながら農地及び自然に恵まれた住環境を保全する。

14 ⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

15 急傾斜地崩壊危険箇所などにおいては、災害の防止を図る観点から新たな宅地開発を
16 行わないこととする。

18 ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

19 本都市計画区域には、阿武隈高原中部県立自然公園、天然記念物「滝桜」、三春ダム
20 (さくら湖) など豊かな自然環境があり、このような自然的環境は、本都市計画区域の
21 風土特性を形成しており、無秩序な開発の抑制により保全を図る。

22 また、市街地周辺の風致地区は、今後も風致地区として保全を図る。

24 ⑦ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

25 用途地域が定められていない区域は、主に自然環境と調和した良好な居住環境を維
26 持・保全していく区域とする。市街地外の既存集落については、下水道や道路等の生活
27 基盤整備を進め、周辺の森林や農地と調和した居住環境を形成する。なお、優良な田園
28 居住を実現するための開発を行う場合には、自然環境や農業環境との調和に配慮した適
29 切な土地利用を誘導する。

31 参考 附図3 土地利用方針図

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、郡山都市圏パーソントリップ調査に基づき策定された郡山都市圏総合都市交通計画に沿って進めるとともに、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

①基本方針

ア、交通体系の整備の方針

○広域的な連携軸の強化

都市圏を越える広域的な交流を支える高速交通体系として、磐越自動車道・あぶくま高原道路を位置づける。また、磐越自動車道船引三春インターチェンジ、小野インターチェンジへのアクセス性を高めるとともに、新たなインターチェンジの検討を行い、広域的な連携・交流の促進を図る。

○都市の軸の整備

幹線道路網は、郡山市や田村地方の各都市、そして県北広域都市圏や福島空港への連携・交流を強化するための充実を図る。特に、一般国道288号については、中心部への通過交通の流入を防ぎ、中心部の安全性及び快適性を高めるとともに、広域的な連携を強化するためバイパス化を促進する。

○沿道景観への配慮

中心市街地の活性化及び再構築を牽引するため、旧街道に沿って都市計画決定されている国県道路網（街路）は、沿道景観に配慮した整備を推進する。

○交通結節機能の強化

JR磐越東線の各駅については、交通結節点として、また各生活拠点の中心として、利便性の向上と潤いのある交流の場の形成を図る。

また、駅近傍では、歩いて暮らせるまちづくりを推進し、自転車や歩行空間の強化を図る。

○防災機能の強化

道路の整備にあたっては、災害時の道路の機能として、高規格幹線道路や地域高規格道路、主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は、区域内での避難路や、延焼遮断帯としての役割があることを十分配慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図る。

○人にやさしい環境づくり

歩行者空間については、高齢化の進展に配慮し、歩道の設置推進及びユニバーサル

1 市街地は公共下水道事業で整備を進めることを基本とし、その周辺に隣接する集落
2 区域は、公共下水道と一体的な整備が有効であると判断されれば下水道区域に含める
3 など、土地利用の動向を踏まえ計画的、効率的な整備を実施するものとする。

4 また、各地に点在する集落地区については、山林、農地、宅地が調和した循環型の
5 地域を形成するため、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置等により、汚水処理人
6 口普及率の向上を図り、環境負荷の低減と住環境の改善を進める。

8 イ. 河川の整備の方針

9 各市町の中心部を流れる河川については、市街地内に対する安全性の確保を図る。
10 また、これらの河川は、市街地に四季折々の美しい景観や潤いのある空間を提供して
11 いることから、河川改修に際しては、美しい河川景観の保全や親しみやすい水辺空間
12 を形成する。特に、阿武隈川水系桜川及び夏井川水系右支夏井川は、親水性の高い河
13 川空間の創造及び隣接地への公園整備などを、河川改修の緊急性と調整を図り実施す
14 る。

15 また、住民が自らの地勢を理解し、正確な防災情報を備えた上で、安心して暮らせ
16 るよう情報の共有・周知等を進める。

17 市街地内の安全性の確保とともに、安定した水源を確保するために、三春ダム、こ
18 まちダムの機能維持に努める。

20 ②主要な施設の配置方針

21 ア. 下水道

22 a. 管渠

23 道路、その他の公共施設の整備状況を勘案し、排水区域からの下水を確実にかつ効率
24 的に集め、排水するよう配置する。

26 b. 排水区域

27 用途地域全域への下水道の整備を進め、用途地域に隣接し人口の集積が見られる地
28 区についても整備を推進する。また、用途地域外については、公共下水道と農業集落
29 排水事業や合併処理浄化槽設置等との役割分担のもとに、汚水処理人口普及率の向上
30 を図る。

32 c. 処理場

33 処理区域から排除される下水量に対して必要な処理能力を有するよう、放流先及び
34 周辺の土地利用の状況を勘案し、大滝根水環境センター及び三春水環境センターの整
35 備を進める。

37 d. ポンプ場

38 下水の流下の確保が図られるよう、周辺環境に配慮して定めることとする。

40 イ. 河川

41 河川周辺の土地利用を勘案し、市街地内を流れる区間については、防災面に加え、潤
42 いや安らぎをもたらす交流の場としての水辺空間を整備する。

参考 附図5 下水道整備の方針図

③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種別		名称
流域下水道		大滝根川流域下水道(田村処理区)
公共下水道	流域関連	田村市公共下水道(田村処理区)
	単独	三春町公共下水道(三春処理区)

イ. 河川

種別	名称
一級河川	桜川、大滝根川
二級河川	右支夏井川、黒森川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

3) その他の都市施設

①基本方針

本都市計画区域では、快適な生活を営む上で必要不可欠なごみ処理施設、市場、墓園、火葬場などの都市施設が位置づけられており、引き続きこれら既存施設の有効活用を図りながら、適宜、機能の更新を図る一方、今後必要となる都市施設については設置の検討を行った上で、新たに配置していくものとする。

②主要な施設の配置方針

ア. ごみ処理施設

都市施設として、田村市の田村東部環境センター及び三春町の三春町清掃センターを位置づける。

市民生活の向上及び生活様式の変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化、高カロリー化、さらには環境負荷低減のため、施設の効率的な運営を図るとともにごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。

イ. 火葬場

都市施設として田村市斎場、小野町火葬場を位置づける。周辺環境や施設利用者の利便性の向上に配慮した適切な管理・運営に努める。

参考 附図6 その他都市施設整備の方針図

6. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

① 公園緑地整備の基本的方針

子どもの健全育成の場、高齢者の集いの場、地域住民の交流の場、買物客などの憩いの場、自然との触れ合いの場など、日常生活の各場面で豊かな都市生活を支える身近な施設である公園・緑地などのオープンスペースについては、ユニバーサルデザインの理念に基づいた設計などの質的向上が求められている。

このため、既存の公園の機能充実を図り、市街地における新たな公園やオープンスペースを確保し、親水性の高い水辺空間の整備を進めるとともに、これらを裏道や路地、参道、散策路などで結ぶ歩行者ネットワークの整備を図る。

また、住民の主体的なまちづくりへの参加欲求の高度化、新たな時代の行政と住民の役割分担構築の必要性などを踏まえ、公園・緑地などの計画立案や維持管理について、住民の地域自治組織を始めNPOなどとの適正な分担を図る。

② 自然環境保全の方針

本都市計画区域内の土地利用の大半を占める山林については、森林が持つ水源かん養、国土保全機能に加え、自然の生態系への配慮の観点から、その保全と育成を図るとともに、豊富な森林空間を生かした緑とのふれあいの場としての保護・活用を図る。特に、阿武隈高原中部県立自然公園については、今後も自然公園の指定を行うことにより自然環境の保全に努める。

片曾根山や大滝根山などは、本都市計画区域のランドマークとして親しまれているため、市街地内からの眺望を大きく阻害するような施設立地や工作物の設置を抑制する。

市街地や既成集落をとりまく農地は、河川沿いの水田、斜面の畑と丘陵地に囲まれた地形的個性を反映した田園景観として重要であり、農業振興策と合わせてその維持、保全を図る。

本都市計画区域の骨格的な河川である桜川及び右支夏井川は、ふるさとの河川として住民と川との交流空間として水質浄化、河川改修を進める。改修整備及び水辺環境の保全に際しては、河畔の植生、水中生物、水辺の鳥類などの生態系に十分配慮するものとする。

田村市の片曾根山風致地区、三春町の城山跡地区等の8つの風致地区は、今後も地区指定を維持し、風致の維持に努めるものとする。また、用途地域外の森林・河川・農地・宅地（集落）は、それらが一体となって循環型地域を形成するという都市づくりの理念を踏まえ、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などとの適正な役割分担のもと土地の保全に努め、里山に抱かれた持続的発展の可能な地域づくりを進める。特に、天然記念物「滝桜」周辺地区や三春ダム（さくら湖）周辺地区においては、優れた自然の保全を基本に、自然観察や体験などの環境学習の場の整備を進める。

③ 景観形成の方針

ア. 市街地景観

市街地では、中心商業市街地の整備、歩行者環境の整備に際して、歩いて楽しめる回遊性の高い魅力的な商業空間の形成を図る。特に、桜川や右支夏井川などの街中の水辺については、周辺景観と調和した親水性の高い環境整備を進めるものとする。

三春町の用途地域内では、風致地区に指定されている小規模な山々の間に筋状に狭い平場が延び、この地形が地域の景観を特徴づけていることから、これを守りながら歴史的建築物の保存・再生、周辺との調和がとれた街なみ形成を進めていくものとし、必要に応じて建築物の高さ制限などにより良好な都市景観の維持、形成を図ることとする。特に、街路整備などによる街なみの再編が行われる場合には、歴史的建築物などの移転、新たな景観協定の締結などを進め積極的に景観形成を進めるものとする。

イ. 田園景観

市街地の周辺に広がる田園集落地区では、必要な生活道路、農道、公共施設整備を進め、集落景観を構成している骨格的な地形、緑地、農地及び生活の中で培われてきた歴史的環境などとの維持・保全を図る。田園集落地区における施設整備に際しては、地区の自然環境や集落景観の特性を反映させた施設整備を図るものとする。

今後は、農業従事者の減少とともに荒廃が進むことも予想されることから、グリーンツーリズム等、都市住民の交流を促進するとともに、田園景観の保全に努める。

天然記念物「滝桜」周辺地区や三春ダム（さくら湖）周辺地区においては、周辺の自然環境と調和した建築物の外観や用途、地形の形質変更の規模や形態など、その主となる景観素材に調和した田園景観の形成を、特に誘導して行くものとし、その他においても今ある自然やそれに基づく農業生産基盤、さらに循環の中で生き抜く人々の生活の営みの総体として田園景観を形成する。

2) 主要な公園緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

区域内を流れる河川の緑地は、水棲動植物の生息地であるとともに、水質を浄化する作用を持った貴重な自然資源であることから、積極的な保全を図る。

山林の水源かん養機能及び保水機能は国土保全の観点からも重要であるため、無秩序な開発による山林の消失を防止し、治山・治水のため、適正な開発の規制誘導を図る。

三春町の城山跡地区等の7つの風致地区は、その地形自体が城下町形成の前提の条件であり、そこで育まれている緑は都市内の生態系を維持する貴重な役割を担っている。

② レクリエーションシステムの配置方針

三春ダム（さくら湖）周辺、天然記念物「滝桜」周辺地区においては、郡山市などの都市近郊の立地条件を生かし、自然の保全や調和を前提に、自然観察、スポーツ活動などを目的とした交流空間の形成を進める。

田村市では、片曾根山や大滝根川など地形的、自然的な特性を生かしたレクリエーション空間の形成を図る。

夏井川沿いの桜並木は、地区の観光レクリエーション資源として今後も保全・育成を

1 図る。住民の憩いのスペースとなり河川との親水性を高める市街地の右支夏井川沿いに、
2 河川管理者との調整を行い河川改修事業にあわせ河川公園や緑道を配置する。

3 4 ③ 景観構成系統の配置方針

5 各地の市街地を囲む緑地の丘陵地は、市街地景観を構成する大きな背景となることか
6 ら、斜面緑地の保全を図る。区域内の神社、仏閣及び遺跡、史跡はまちの歴史的景観を
7 形づくる貴重な景観資源でもあり、周辺の緑地とも合わせ積極的な保全を図る。

8 なかでも三春町中心市街地は、城下町としての歴史を色濃く残す蔵、町屋などの建築
9 物が建ち並び、町の歴史を今に残していることから、三春町では、「美しいまちをつく
10 る三春町景観条例」を策定し、街なみの保全・形成に努めてきた。今後も、歴史的な建
11 築物については可能な限り移築などを進め、また建て替える際には周辺建築物との調和
12 に努めるなど、一定のルールを定め歴史ある街なみの形成に努める。また、必要に応じ
13 て市街地からの眺望を確保するため、建物などの高さ制限などの検討を行う。

14 15 ④ 防災系統の配置方針

16 市街地を囲む丘陵地は、急傾斜崩壊危険区域に指定されている箇所もあり、斜面保護
17 のため緑地の保全を図る。また、災害時の避難場所とするため、誘致距離及び市街地の
18 形状に配慮しつつ、公園などのオープンスペースを配置する。

19 河川上流部での無秩序な開発は、河川氾濫などの災害に結びつく危険性があることか
20 ら、住民の生活の安全を守るため、積極的な山林の保全を図る。

21 22 ⑤ 総合的な緑地の配置方針

23 公園緑地を有機的に結ぶ緑のネットワークを形成し、地域住民の利用と都市との交流
24 に資する体系的な公園緑地の配置を行う。

1
2
3
4
5

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

① 公園緑地等の配置方針及び整備目標

本都市計画区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

公園緑地名		整備、保全方策(地域地区等を含む)
住 区 基 幹 公 園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度設置)
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度設置)
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度設置)
都 市 公 園 基 幹	総合公園	田村市のつつじヶ丘公園の確保を図る。
	運動公園	運動公園として、田村市運動公園(田村市)、小野公園(小野町)の確保を図る。
その他の公園緑地など		風致公園として、河原公園(三春町)、大滝根公園(田村市)の確保を図る。

6
7
8
9
10
11
12

② 風致地区

今後も引き続き風致地区の指定などを通して、用途地域内外の良好な自然及び自然景観の維持に努める。また、用途地域周辺の環境を保全するために小規模な指定が必要と考えられる場合には、市町が主体的に指定を進めるものとする。

4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

市町村名	公園緑地名	名称
田村市	運動公園	田村市運動公園

16
17
18

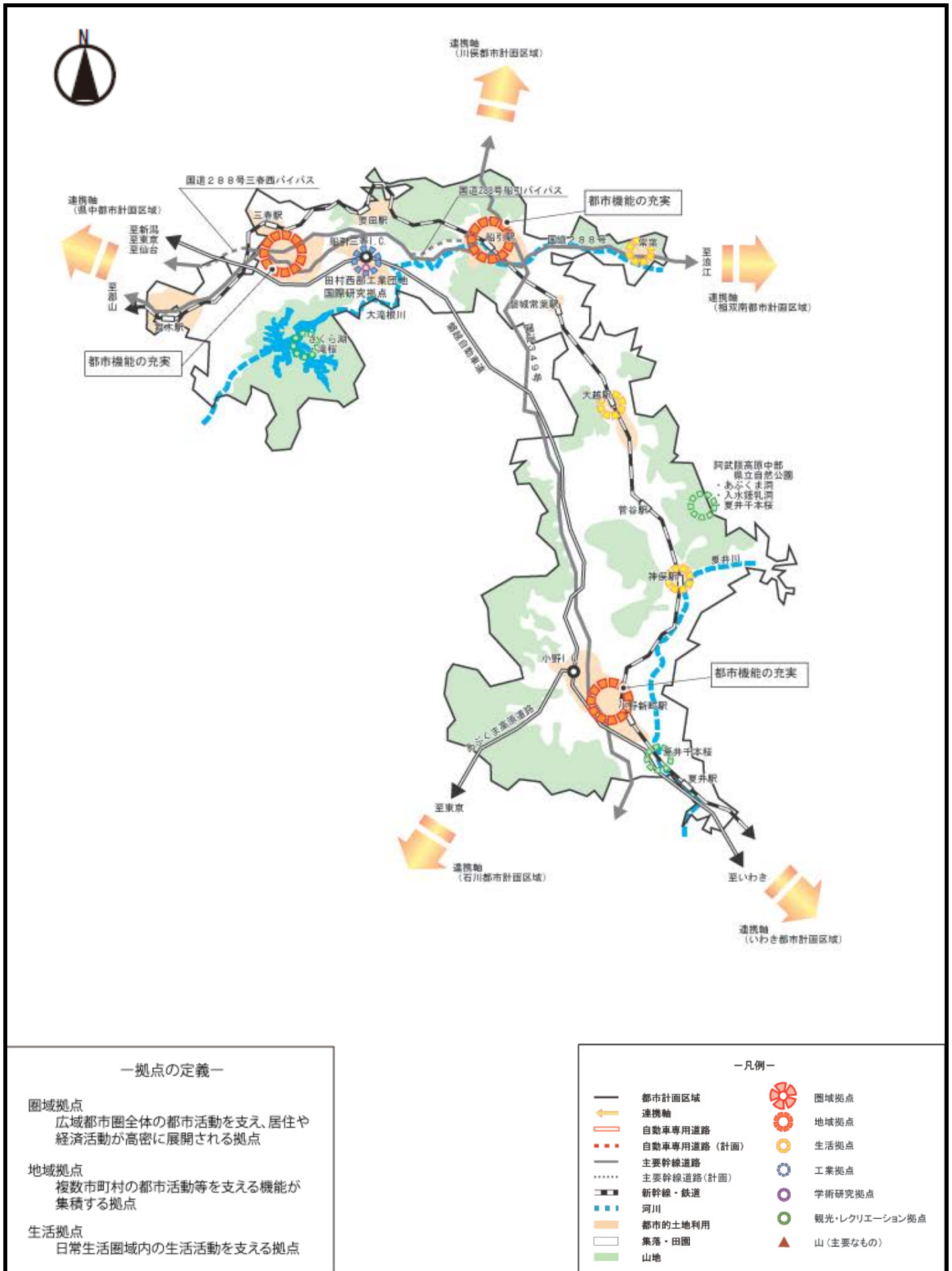
注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

1 都市形成略史年表

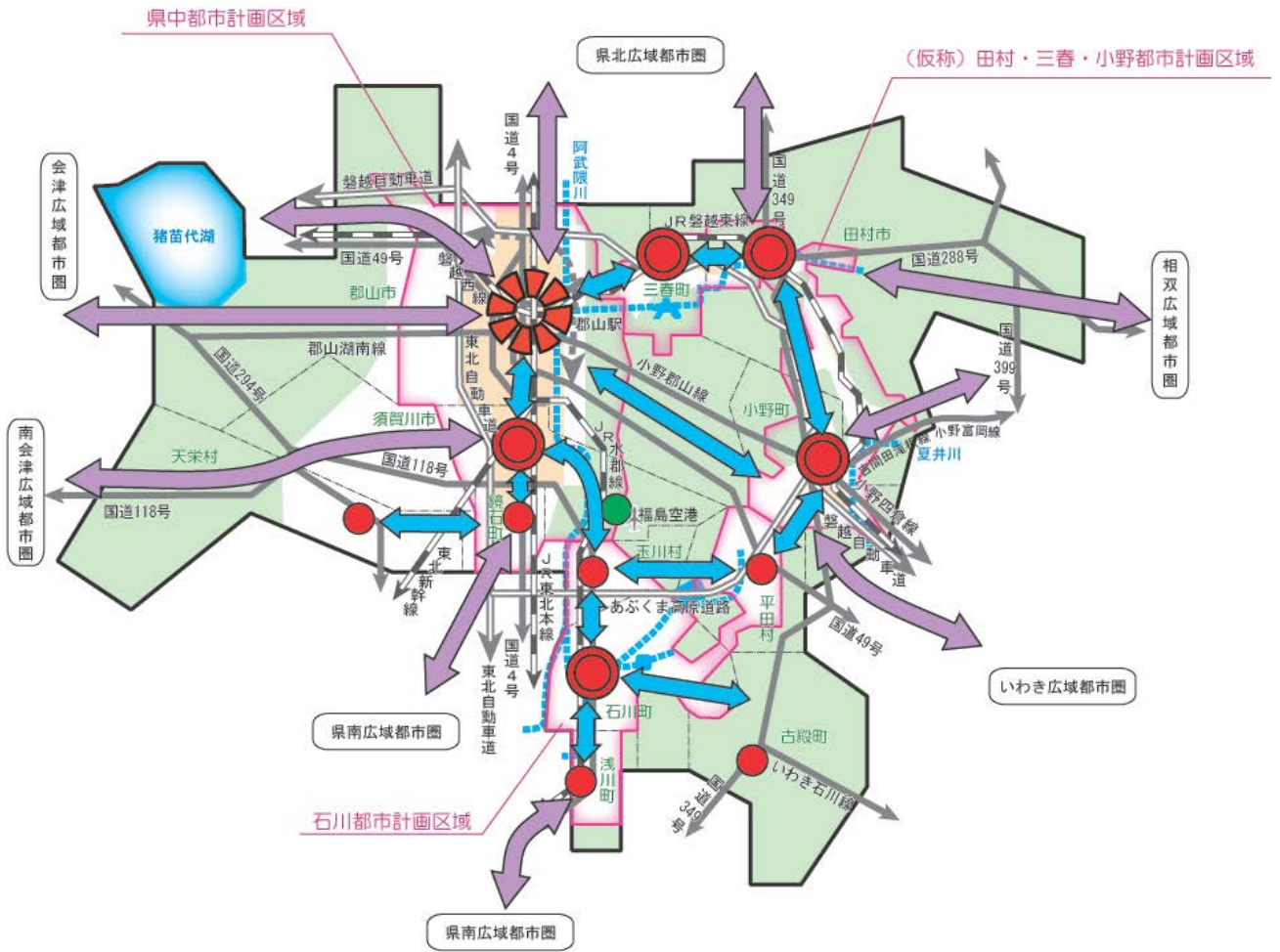
年	出来事
戦国時代	三春を拠点とした田村氏の支配下にある。
江戸時代	小野町は岩城街道の宿場町として、物資の集散地として栄える。
明治4年(1872年)	廃藩置県により、三春藩は三春県となる。
明治9年(1877年)	福島県管轄となる。
明治22年(1890年)	町村制施行により、三春、沢石、要田、御木沢、岩江、中妻、中郷の1町6村が発足。 滝根村、大越村、七郷村、都路村、常葉村、山根村、片曾根村、芦沢村、美山村、移村、瀬川村、文珠村が発足。 飯豊村、小野新町村、夏井村が発足。
明治29年(1896年)	小野新町村が、小野新町となる。
明治31年(1898年)	常葉村が町制を敷き、常葉町となる。
大正6年(1917年)	磐越東線全線開通。
昭和9年(1934年)	片曾根村が町制施行・改称し船引町となる。
昭和15年(1940年)	滝根村が町制施行し滝根町となる。
昭和17年(1942年)	大越村が町制施行し大越町となる。
昭和23年(1948年)	三春町に都市計画区域指定。
昭和24年(1949年)	小野 新 町に都市計画区域指定。
昭和25年(1950年)	滝根町、大越町、船引町に都市計画区域指定。
昭和30年(1955年)	町村合併促進法に基づき、三春、沢石、要田、御木沢、中妻、中郷の1町5村が合併し、三春町となる。
昭和30年(1955年)	常葉町、山根村が合併し、常葉町となる。 小野新町、飯豊村、夏井村が合併し、小野町となる。
昭和30年(1955年)	船引町、芦沢村、美山村、移村、瀬川村、文珠村、七郷村の一部が合併し、船引町となる。七郷村の残部は大越町へ編入する。
昭和31年(1956年)	常葉町に都市計画区域指定。
昭和60年(1985年)	三春町、船引町で用途地域を都市計画決定。
平成7年(1995年)	磐越自動車道開通。
平成10年(1998年)	三春ダム竣工。
平成16年(2004年)	あぶくま高原道路「平田IC－小野IC」開通。
平成17年(2005年)	田村郡船引町、滝根町、大越町、都路村、常葉町の5町が合併し、田村市となる。
平成19年(2009年)	こまちダム竣工。
平成23年(2011年)	東日本大震災発災。
平成23年(2011年)	あぶくま高原道路全線開通。

2

3



附図1 都市構造図(参考)
 一田村・三春・小野都市計画区域一



一拠点の定義一

圏域拠点

広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点

地域拠点

複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点

生活拠点

日常生活圏内の生活活動を支える拠点













一 凡 例 一

- | | | | |
|--|---------|--|---------|
| | 都市計画区域 | | 圏域拠点 |
| | 広域連携軸 | | 地域拠点 |
| | 都市圏内連携軸 | | 生活拠点 |
| | 自動車専用道路 | | 広域公園 |
| | 主要幹線道路 | | 都市的土地利用 |
| | 新幹線・鉄道 | | 集落・田園 |
| | 主要河川 | | 山地 |

附図2 広域都市圏構造図(参考)
一 県中広域都市圏一







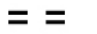





— 凡 例 —

	都市計画区域		住居系市街地
	自動車専用道路		商業系市街地
	自動車専用道路（計画）		工業系市街地
	主要幹線道路		集落
	鉄道		農地
	河川		その他自然

附図3 土地利用方針図（参考）
— 田村・三春・小野都市計画区域 —



— 凡 例 —

	都市計画区域		主要地方道等
	自動車専用道路		主要地方道等 (計画)
	自動車専用道路 (計画)		市街地
	国道		鉄道
	国道 (計画)		
※ 	赤で示す路線は都市計画道路		

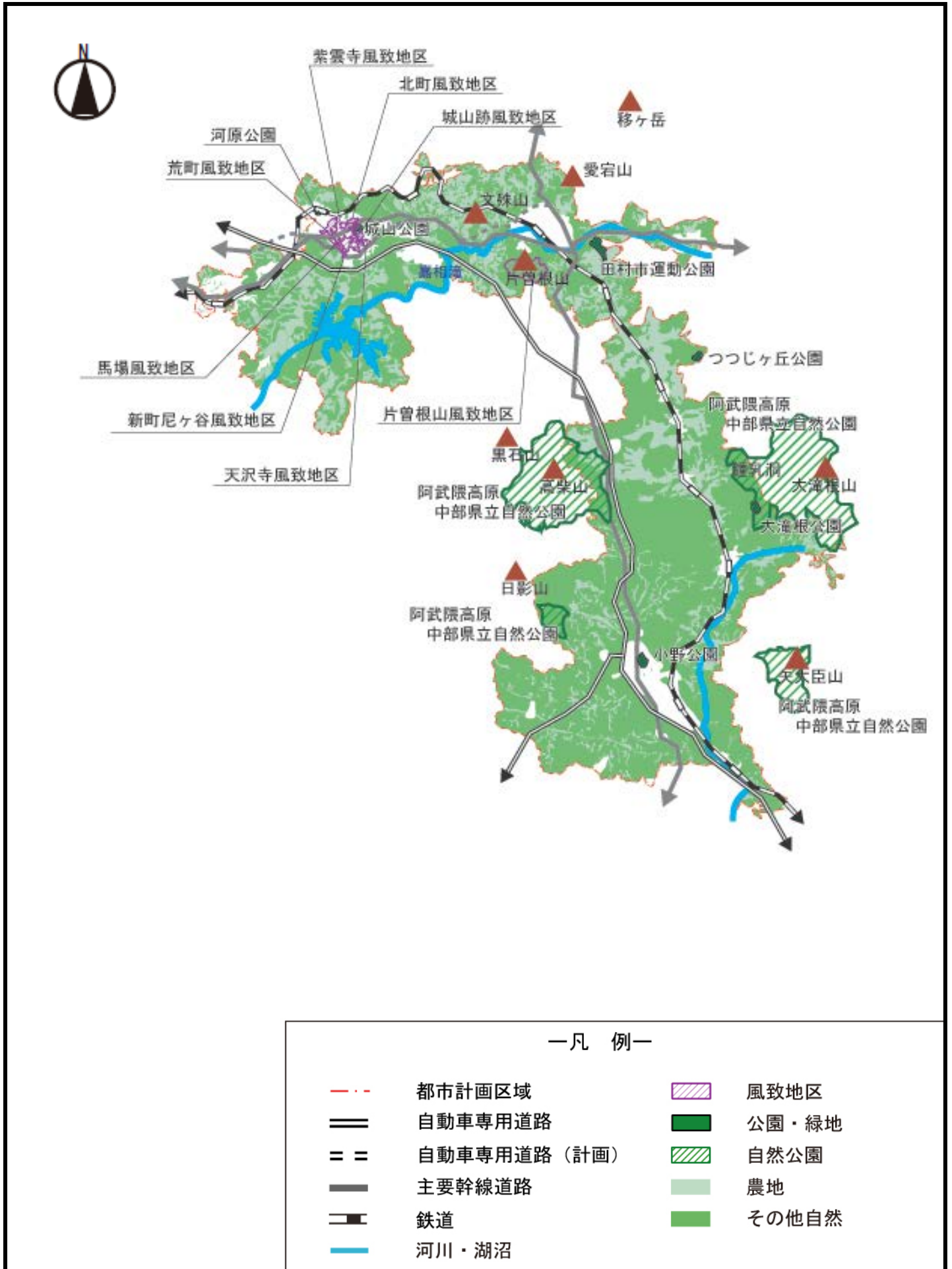
附図4 交通施設方針図 (参考)
— 田村・三春・小野都市計画区域 —



— 凡 例 —

	都市計画区域		下水道（流域・公共）
	自動車専用道路		ポンプ場
	自動車専用道路（計画）		処理場
	主要幹線道路		管渠
	鉄道		河川

附図5 下水道整備の方針図（参考）
— 田村・三春・小野都市計画区域 —



附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）
 —田村・三春・小野都市計画区域—